

利子額の1/2を 北栄町が補助します



北栄町小規模事業者経営改善資金等利子補給補助金

日本政策金融公庫が実施する小規模事業者向け融資制度を利用された事業者の皆さまの利子負担を軽減し、経営を支援する取り組みです。

● 補助対象となる融資

- ・ マル経融資
- ・ 生活衛生改善貸付

※新規借入のみ、借換相当分は対象外

● 制度のポイント

- ・ 補助率：支払った利子額の **1/2**
- ・ 期間：利子の支払い開始から **3年間**
- ・ 対象：町内に住所または事業所がある方
- ・ 申請：翌年1月末まで（毎年1回）

● 申請の流れ



お問合せ

北栄町 産業振興課

TEL 0858-37-3153

MAIL sangyo@e-hokuei.net

北栄町商工会

TEL 0858-37-4057

詳しくはコチラ

